

2026 年 8 月 1 日

超音波厚さ計

製造・販売取扱関係者各位

(一社) 日本非破壊検査協会

認証事業本部

非破壊試験技術者資格試験における 超音波厚さ計の持込み機種登録申請のご案内

非破壊試験技術者資格試験 UM1 の実技試験において、超音波厚さ計 (以下、厚さ計) の持込み使用を認めることとなりました。持込み受験実施に当たり、試験の公平性確保並びに試験実施上の制約のため、一定の条件 (登録申請要領に記載) を満足する厚さ計に限定します。このため、事前に厚さ計を審査し、持込み条件を満足する機種を『持込み機種』として登録・公表します。『持込み機種』として事前に登録・公表された厚さ計以外は、持込条件を満足することが明らかであっても、持込み受験を認めることは出来ません。

つきましては、本要領により「持込み機種登録申請」を受け付けますので、要領に記載された条件を満足する厚さ計を製造・販売している関係各位は、登録申請していただきますようお願い申し上げます。なお、持込み条件は、今後の検討により若干の変更が生じる場合があることを申し添えます。この件に関するお問合せは、下記申請先をお願いします。申請要領をご確認の上、登録申請をご検討頂きますようお願い申し上げます。

超音波厚さ計 持込み機種 登録申請要領

厚さ計を製造・販売している関係各位には、下記の要領に従って『持込み機種』の登録申請をしていただきますようお願い申し上げます。

1. 持込み対象となる厚さ計の条件 (持込み条件)

- ① 厚さ計は電池又はバッテリーで動作が可能であること。
- ② ゼロ点調整と音速調整の機能があること (電源投入後に自動でゼロ点調整する場合を含める)。
- ③ 音速調整では、5000 m/s ~ 6500 m/s の範囲で連続的に調整が可能であること。
- ④ 小径 (φ 20mm) の管の測定に適した測定方式を設定できること。
- ⑤ 工場出荷状態への初期化及び記録データの消去ができること。
- ⑥ 鋼試験体での測定範囲と誤差が以下の条件を満たすこと (申請時にデータ又は仕様書を提出すること)

測定可能な厚さの範囲: 下限 1.0mm 以下

誤差¹⁾: 測定値が 1.0mm ~ 20.0mm の範囲において ±0.1mm 以下

1) JIS Z 2355-2:2016 『非破壊試験-超音波厚さ測定- 第2部:厚さ計の性能測定方法』の 9.13.1 a)~f)に従うこと。

※国内規格の改正などで A スコープ表示が標準的に使用されるようになった場合には、A スコープ表示機能のない機種は登録から外れることがあります。

2. 持込み機種登録手順

次の手順で審査を実施し、持込条件に適合する機種を『持込み機種』として登録・公表します。

- ① 条件に適合する機種の「登録申請書」を作成し、「取扱説明書」及び、「初期化及びメモリ(記録データ)消去方法の説明資料」を添えて申請【申請者⇒当協会】
- ② 書類審査【当協会】
- ③ 審査日程の調整【当協会⇔申請者】
- ④ 厚さ計の確認審査【申請者・当協会】
- ⑤ 審査結果の通知【当協会⇒申請者】
- ⑥ 認定機種の公表 (JSNDI ホームページ, 試験実施案内 等)【当協会】

3. 申請書類

次の 3 点を提出して下さい。申請書類は返却いたしません。

- ・『超音波厚さ計 持込み機種 登録申請書』【様式 1】
- ・取扱説明書
- ・初期化及びメモリ消去方法の説明資料
- ・誤差測定データ (上記 1. ⑧項)

登録申請書に記入欄がありますが、できるだけ図や写真の入った (別紙での) 説明書を提出頂きますようお願いいたします。

4. 申請期間

- ・通年で申請を受け付けます。
- ・審査は年に 2 回、実施する予定です。
- ・1 月末までに申請を行った場合は、4 月中に確認審査を実施し、7 月に公表を行う予定です。
- ・7 月末までに申請を行った場合は、10 月中に確認審査を実施し、翌年 1 月に公表を行う予定です。

5. 申請先・問合せ先

(一社) 日本非破壊検査協会 試験業務課 (担当: 安達)

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 10 階

TEL: 03-5609-4014 / FAX: 03-5609-4062

E-mail: mochikomi2019@jsndi.or.jp

※上記問合せ先では、持込み機種登録申請に関するお問合せ以外の受付は致しませんのでご注意ください。

以上